

# 職員の給与の男女の差異の情報公表（大阪府羽曳野市）

令和5年6月20日 公表

特定事業主名： 羽曳野市長【令和4年度】

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.2%
全職員	70.9%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.3%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	94.9%
本庁係長相当職	100.0%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.6%
31～35年	98.5%
26～30年	90.3%
21～25年	84.4%
16～20年	88.5%
11～15年	92.0%
6～10年	95.5%
1～5年	95.2%

### 【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多くなっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

# 職員の給与の男女の差異の情報公表（大阪府羽曳野市）

令和5年6月20日 公表

特定事業主名： 羽曳野市教育委員会【令和4年度】

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.4%
全職員	65.2%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	94.0%
本庁課長補佐相当職	98.7%
本庁係長相当職	96.8%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	89.4%
26～30年	85.4%
21～25年	80.9%
16～20年	85.2%
11～15年	—%
6～10年	88.4%
1～5年	91.0%

### 【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多くなっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しています。

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「—」としています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

# 職員の給与の男女の差異の情報公表（大阪府羽曳野市）

令和5年6月20日 公表

特定事業主名：（参考）全部局【令和4年度】

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.9%
全職員	69.0%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.3%
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	95.4%
本庁係長相当職	98.2%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	95.3%
26～30年	89.7%
21～25年	84.4%
16～20年	88.4%
11～15年	91.3%
6～10年	94.5%
1～5年	94.9%

#### 【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多くなっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。